

1. 島根地域の原子力災害対策重点区域

- ▶ 島根地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は457,496人（令和2年12月末時点）。
- ▶ PAZ内の人口は9,487人（島根県松江市）。
- ▶ UPZ内の人口は島根県及び鳥取県の関係6市448,009人。



関係県	PAZ内	UPZ内	合計
	(概ね5 km)	(概ね5～30km)	
島根県	9,487人	376,891人	386,378人
鳥取県		71,118人	71,118人
合計	9,487人	448,009人	457,496人

※冷却告示の対象となる1号機は概ね5km圏内がUPZとなる。

出典：地理院地図（白地図）をもとに内閣府（原子力防災）作成

※PAZ(予防的防護措置を準備する区域)：Precautionary Action Zone
※UPZ(緊急防護措置を準備する区域)：Urgent Protective Action Planning Zone

2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

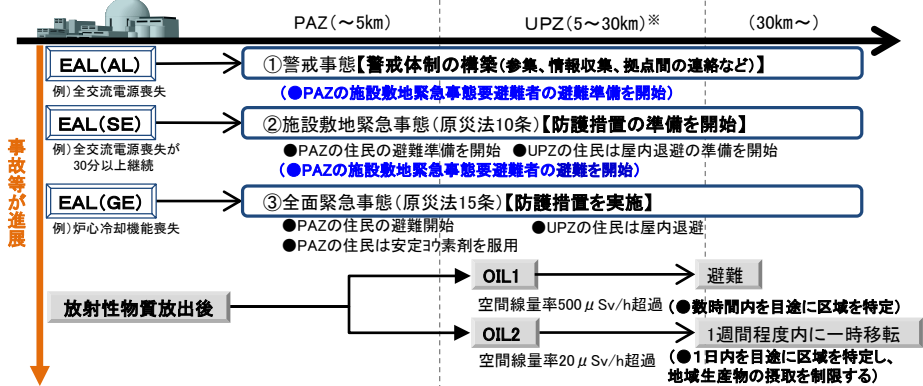
- ▶ 緊急事態の初期対応段階においては放射性物質放出前から原子力施設の状況に応じて、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。

- ① EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。EALに基づき防護措置を行う。

※施設敷地緊急事態要避難者は、EAL(SE)の段階から避難を開始する。

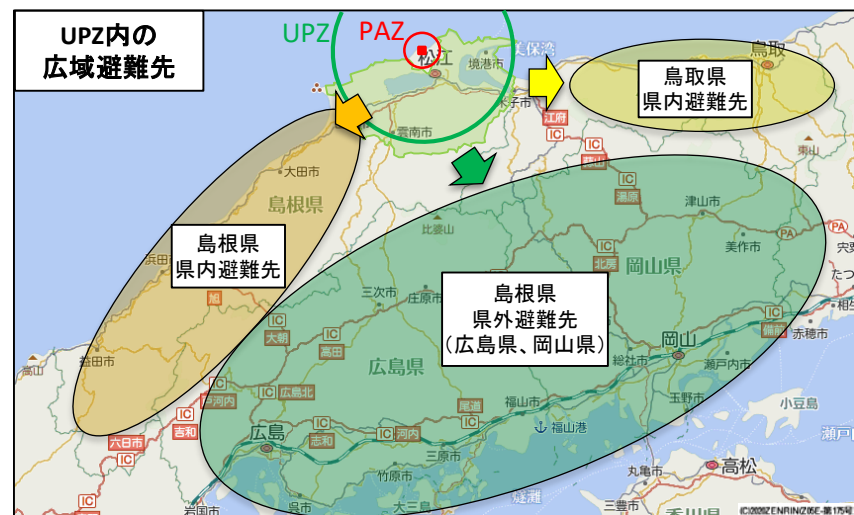
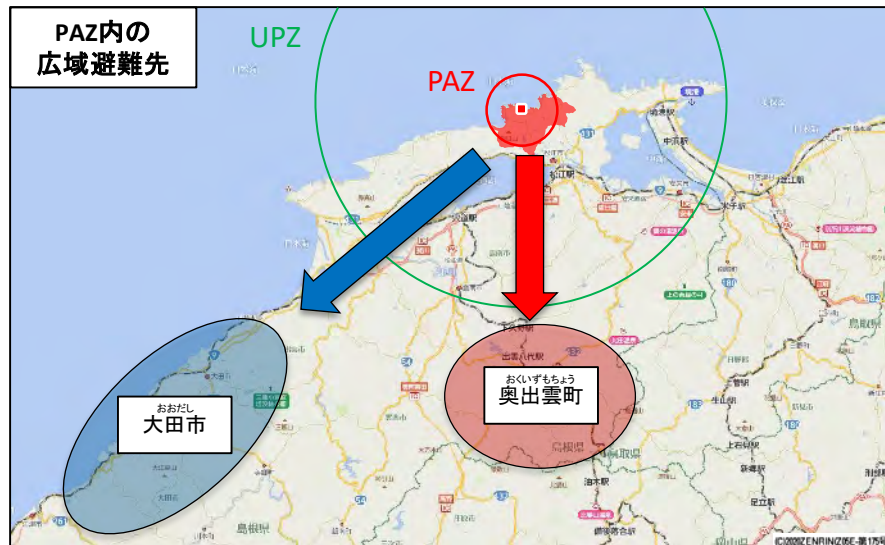
ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、遮へい効果の高い建物等に屋内退避する。

- ② OIL(Operational Intervention Level)による放射性物質放出後における防護措置
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準(OIL)に基づきモニタリング結果から区域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。

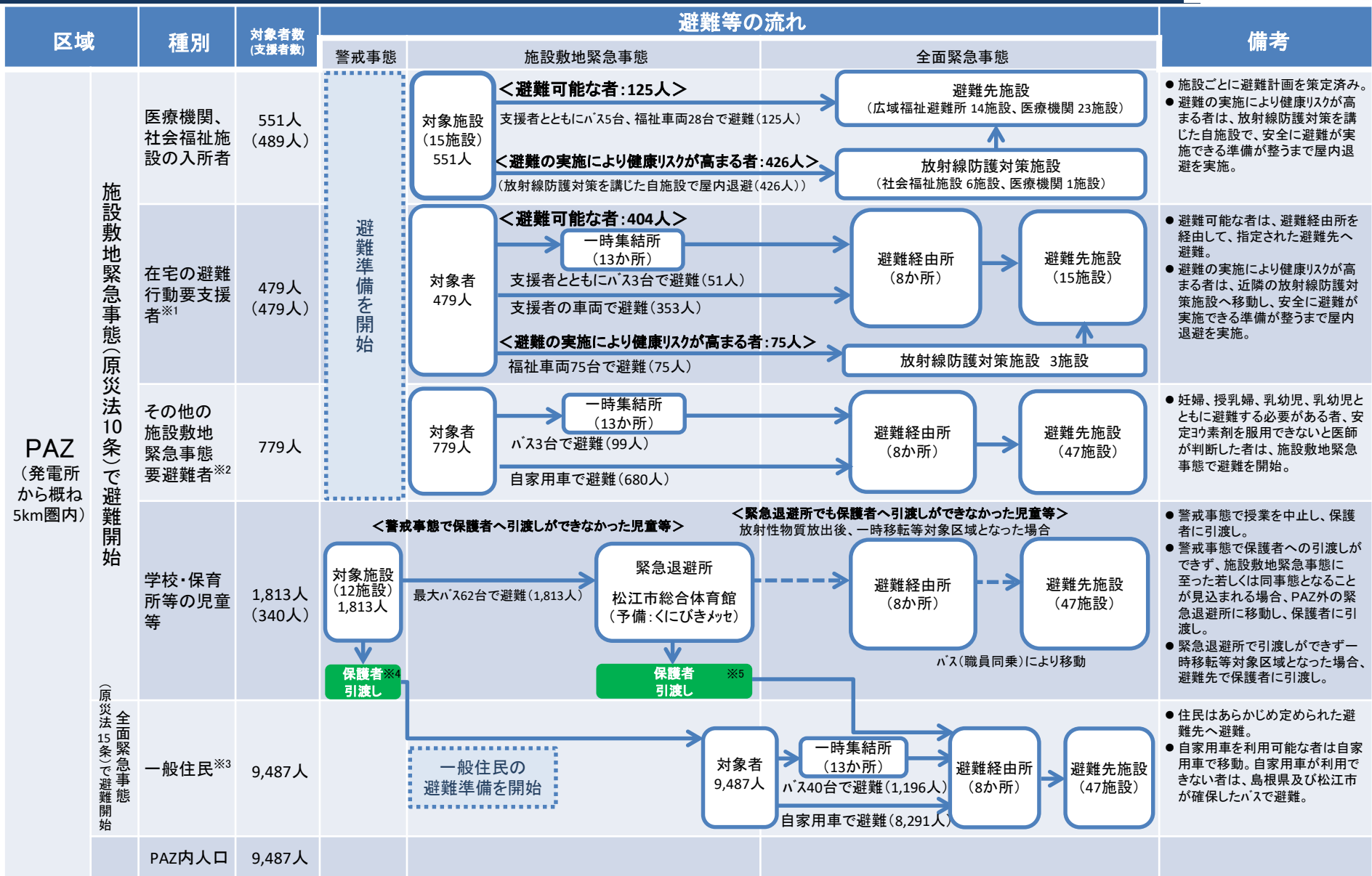


3. PAZ及びUPZの各自自治体における広域避難先

- ▶ PAZ、UPZ内の各市の住民の避難先は、県内外で確保。
- ▶ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



※自然災害等によりあらかじめ定めた避難先に避難できない場合は、島根県、鳥取県又は国が調整の上、代替避難先を確保。



※1 在宅の避難行動要支援者のうち、施設敷地緊急事態要避難者が対象

※2 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要がある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口

※4 警戒事態に至った時点で対象施設において保護者へ引渡した学校・保育所等の児童等について、保育所・幼稚園の児童は施設敷地緊急事態で保護者とともに避難開始、それ以外の者は全面緊急事態で避難開始

※5 施設敷地緊急事態に至った若しくは同事態となることが見込まれる場合、緊急退避所において保護者へ引渡した学校・保育所等の児童等について、保護者とともに緊急退避所で待機し、全面緊急事態で避難開始

島根地域の緊急時対応 (概要版) ③UPZにおける屋内退避・一時移転の考え方

区域	種別	対象者数	屋内退避 / 一時移転(1週間程度内に実施)の流れ			備考			
			警戒 事態	施設敷地 緊急事態	全面緊急事態				
UPZ (発電所から概ね5~30km圏内)	全面緊急事態で屋内退避を開始。その後、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超える区域が特定された場合は、当該区域の住民の一時移転を実施	医療機関の入所者	島根県 5,835人 鳥取県 326人 合計 6,161人	屋内退避の準備を開始	屋内退避 (53施設: 6,161人)	一時移転 対象者	避難先施設 (580施設)	● 施設ごとの避難計画等に基づき、島根県及び鳥取県が関係機関と調整した避難先へ移動。	
		社会福祉施設の入所者	島根県 9,255人 鳥取県 1,327人 合計 10,582人		屋内退避 (353施設: 10,582人)	一時移転 対象者	避難先施設 (528施設)	● 施設ごとの避難計画等で定めている避難先へ移動。	
		在宅の避難行動要支援者	島根県 32,125人 鳥取県 6,995人 合計 39,120人		屋内退避 (39,120人)	一時移転 対象者	避難先施設 (2,044施設)	● 避難先自治体が準備した避難先へ移動。 ● 避難先で特別な配慮が必要な避難行動要支援者は、避難先自治体が準備した施設へ移動。	
		学校・保育所等の児童等	島根県 58,662人 鳥取県 8,712人 合計 67,374人		対象施設 (420施設)	屋内退避 (420施設: 67,374人)	一時移転 対象者	避難先施設 (1,516施設)	● 警戒事態以降、又は施設敷地緊急事態の段階で、児童等の帰宅、又は保護者への引渡しを開始。 ● 保護者に引渡しができなかった場合、全面緊急事態で屋内退避を実施。その後の指示に基づき避難先へ移動し、保護者に引渡し。
		一般住民※1	島根県 376,891人 鳥取県 71,118人 合計 448,009人		保護者 引渡し	屋内退避 (448,009人)	一時移転 対象者	避難先施設 (1,516施設)	● 避難計画で定めている避難先へ移動。 ● 自家用車や県が確保したバスで移動。
		UPZ内人口	448,009人						

※1 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口

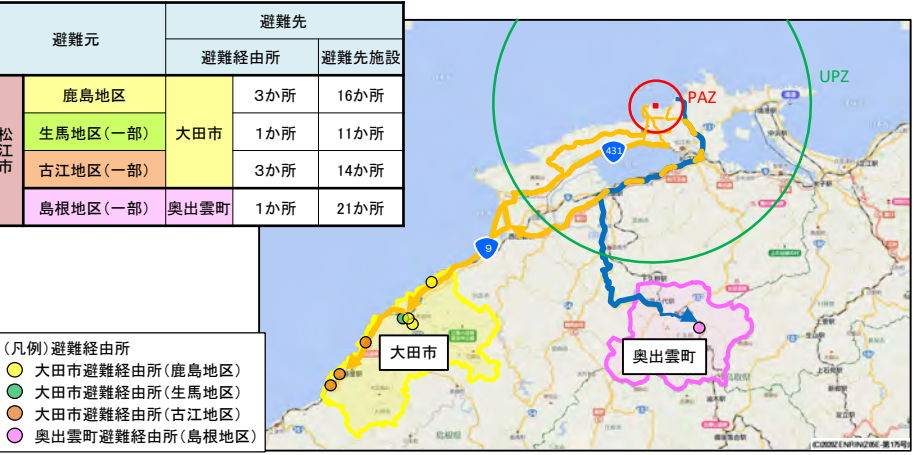
※2 OIL2を例に示したものの。UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。一時移転に際しては、避難退域時検査を実施した上で、必要に応じ避難経路所を経由し避難先まで移動

島根県及び鳥取県がそれぞれの県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は他県との応援協定や国の支援の下、近隣県等から、輸送手段を調達。

島根地域の緊急時対応（概要版） ④ 島根地域の実状に応じた対策

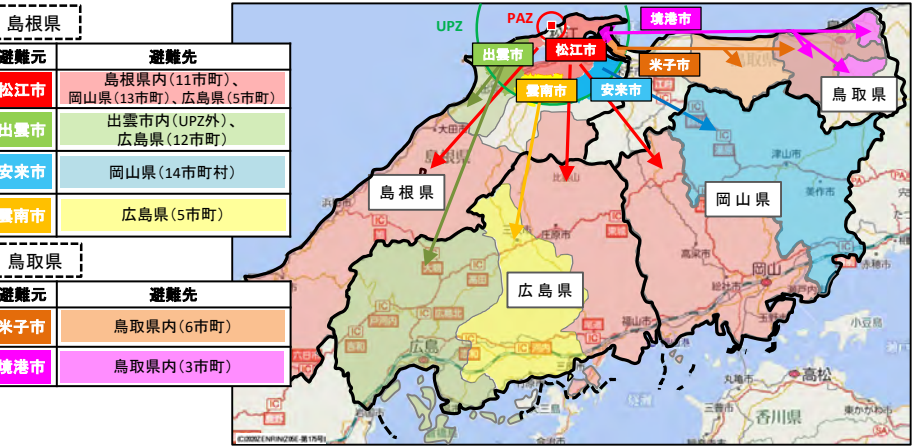
1. PAZにおける対応

- 避難が必要となった場合、自家用車で避難する住民は、松江市の3地区（鹿島地区、生馬地区、古江地区）については、大田市内の避難経路所を経由し、避難先へ避難。島根地区については、奥出雲町内の避難経路所を経由し、避難先へ避難。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したバスにて、避難経路所を経由し、避難先へ避難。



2. UPZにおける対応

- 全面緊急事態に至った場合、屋内退避を実施。その後、一時移転等の指示があった場合、一時移転等を実施。
- 島根県内の住民については、島根県内又は岡山県、広島県の避難先へ一時移転等を実施。鳥取県内の住民については、鳥取県内の避難先へ一時移転等を実施。
- 避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、島根県、鳥取県及び関係市において他の避難先の調整を行う。



3. 避難を円滑に行うための対応策

- 鳥根県では、鳥根県警交通管制センターに「原子力災害時の避難・誘導システム」を導入。避難経路上の信号を一斉に「青色灯火」とすることで、避難する車両は優先的な通行が可能。また、ウェブサイト「鳥根県避難ルートマップ」を作成。地区ごとの避難先施設までの経路等のほか、道路の渋滞情報などを提供。
- 鳥取県では、スマートフォン対応の「鳥取県原子力防災アプリ」を作成。地区ごとの避難先施設までの経路等のほか、道路の渋滞情報などを提供。



4. 避難車両、避難所などにおける感染拡大防止

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や隔離を保つなど、柔軟に対応する。

